

技工料金不払い110番



わたしの歯科診療所では、患者の一部負担金の不払いを、正当な事由なく許してはいない。善良な管理者であるための注意義務だから当然のことだ。社会通念上不適当と思われる時間帯を避け（診療時間内ならこれに当る）、居宅に電話してでも支払ってもらおうようにしている。一度、不払いで連絡がとれないケースがあって、それが詐欺の常習犯とのことで、警察に被害届を出して欲しいと言われたことはあった。自治体の持つ強制徴収権の発動がどれくらいあるのか知らないが、不払い金が嵩んで経営に悪影響を及ぼす病院が、債権回収会社に依頼することも増えているようだ。

ところで歯科技工所への料金の一部または全部を、正当な事由もなく、支払わないで済ませようとする歯科医が世の中にはいるらしい。医療機関は法律上、不払いを理由に患者の診療を拒むことができないが、歯科技工所は実際のところ、幾らでも受託を拒める筈である。しかし泣き寝入りするしかないことも多いという理由に、顧客数の問題がある。

たとえば歯科医院ならたいていの場合、月の顧客（患者）数は三桁に及ぶ。これに対して歯科技工所の顧客（歯科医院）は一桁のことが多く、仮に取引先が二軒で、料金の一部不払い（早い話が、勝手な値切り）を飲まなければ、そこ（不良歯科医院）の仕事を全て失うとなれば、売り上げは半減となることもあるだろう。また債権回収会社に依頼するといっても、それなりの費用がかかるから、零細なワンマンラボなどでは、元をとれる保証はない。

全くヒエラルキーも何も、二進も三進もいかない酷い話である。

そこで思うのだが、技工士会等が「技工料金不払い 110 番」でも設けて、事実関係が明らかになった際は、出るところへ出て、出すところへ出してやればいいのか。人の道を外れているのだから、医の道も外れているに決まっているわけで、その名の通り、医道審議会に送ってやればいい。

聞いた話であるが、歯科技工所の開設者に接待マージャンを強要し、支払い義務のある技工料を一部だか全部だかチャラにさせた歯科医もいるらしい。

ほんまものアホである。

そんなにテンパイしたければ、公衆の面前でテンパらしてやればいい。



アホもここまでアホなら、立派に刑法に触れるだろうから、執行猶予がつこうがつこうまいが、歯科医業停止が相当だろう。

どんなアホ歯科医も人生アガリになりたくなければ、支払い義務のあるものは支払えばいい。

そう、フリコミすればいいだけ。



(※画像と本文は関係ありません)

すみません、

最近マー جانする人も減りましたが、↑これくらいなら意味が通じますよね。

2010/8/31

みんなの歯科ネットワーク

